

◆投資被害の回復を装った詐欺による 二次被害にご注意ください！

【相談事例】

以前、投資被害にあったが、最近、「被害金額を取り戻し、あなたの口座に入金する。」と言ってきた話を信じてしまい、1,000万円以上のお金を手渡してしまったうえに、何かわからない書類にハンコを押して、銀行口座を教えたしまった。今後どうすればよいか。

(80歳代 男性)

これは、過去に投資被害にあった人の個人情報を何らかの方法で入手し、消費者の被害回復を望む心理に付け込み、お金をだまし取ろうとする詐欺の手口です。消費者は、過去の被害を回復することができず、さらに二次被害にあうこととなります。すでに支払ってしまったお金を取り戻すことは非常に困難です。

この事例の場合は、書面に銀行印を押しているので銀行口座からお金を引き出されないようにするために、口座の残高を0円にしておくよう助言しました。

「被害回復」を装った詐欺にご注意ください。

また、少しでもおかしいと思ったら、一人で悩まず、大阪市消費者センターに相談してください。

一人で悩まず、 ご相談ください！

はい！ 大阪市
消費者センターです！



◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)



消費生活相談窓口

●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188（イヤヤ!）」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



メインキャラクター
エルちゃん